

税制改正に関する要望

平成 23 年 6 月 24 日

東京税理士政治連盟

はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、48 単位税理士政治連盟の意見を集約しつつ、東京税理士会の建議権を基本とした「平成 24 年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」(以下「意見書」という。)に掲げられた項目を実現するために、作成されたものである。したがって、要望事項の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めていくべきものである。

租税とは、国や地方公共団体などの公共部門が、その活動を維持するための財源として、法律に従い、強制的に徴収する金銭その他の財貨である。したがって、税制と財政は相互に密接な関係がある。安定財源の確保という租税の直接的な目的を達成する上で、租税の社会的経済的效果を考慮しつつ、税制を考えていく必要がある。近年、特に、雇用や医療・年金等の社会保障費が急激に増加し、深刻な財政不足に陥っている。財政を健全化していくには、所得課税中心では賄えきれず、所得・消費・資産にバランスよく課税していくことが必要である。

また、「財政の健全化・透明化」を進めて、国の標榜する「強い財政」を具現化するためには、国及び地方公共団体の会計について、現行の官庁簿記方式（単式簿記・現金主義会計）から複式簿記・発生主義会計に変更して日本の国家財政にも複式簿記による貸借対照表を作成し、本当の財政状態を明らかにしていくことが肝要である。なお、東京都では日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成 18 年 4 月から導入しており、その結果、従来の会計制度ではできなかった多様な財務諸表の作成をすることができるようになり、事業単位のコスト分析などが可能となっている。主要先進諸国が複式簿記・発生主義会計を導入している今日において、わが国においても公会計制度改革が不可欠である。

なお、税制の具体化にあたって、以下の視点を十分配慮し、税制を構築していくべきである。

- (1) 負担能力に応じた公平性に配慮した税制
- (2) 立法過程などの透明性に配慮した税制
- (3) 国民の納得が得られる税制
- (4) 時代に適した税制

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 を記録し、この地震による大津波により東北地方太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。被災した地域は、東北、関東など東日本の広範囲に亘り、この震災による死者・行方不明者は 2 万 3 千人を超えた。

政府は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）及び「地方税法の一部を改正する法律」としてとりまとめている。なお、震災特例法は、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災税特法」という。）をベースに支援措置を大幅に拡充したものとなっている。当連盟は、税務に関する専門家としてこれらの支援策について、震災復旧・復興のあり方や被災納税者の状況に照らし、納税者の声が反映された施策となっているか議論し、運動を行っていかなければならない。

現在、災害に関する税制上の措置は、震災税特法、震災特例法、国税手続（通則）法、「災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律」（災害減免法）の他、所得税法、法人税法、消費税法等の個別税法に規定されている。今般の震災のように、現行税制は、震災発生後に、震災関連の税制を立ち上げるという事後対処型の構造になっているが、日本は言わずと知れた地震大国であり、30 年以内に震度 6 強以上の地震発生確率が 80% 超とされる地域もある。

予測できない大震災に対して、事前に税制面でも準備し、納税義務者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を可能にするために、「大規模広域災害税制」を構築していくべきである。

I 個別税法改正項目

1 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認める及び不動産所得に係る損益通算の特例は廃止する（所法・継続要望）

▼土地建物等の譲渡所得については、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分の上、分離課税を適用しているが、所得金額が少ない階層には一層割高となることから課税方法を分離課税から総合課税に移行すべきである。

▼また、損益通算及び繰越制度は、生活に通常必要でない資産の譲渡による損失以外の損失は給与所得、事業所得など他の所得との損益通算が認められており、租税法の基本である担税力に応じた課税を行うという原則を実現するための制度である。バブル崩壊後、不動産の譲渡による損失が多くの納税者に生じており、このような現状を考えると、不動産の譲渡損失と他の所得との損益通算をすることにより、土地の流動化を促進し、課税の公平を図ることが国民生活の向上にとって必要な政策である。

▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

平成 10 年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることからも、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

2 役員給与の損金不算入規定を見直し（法法 34）（継続）

▼平成 18 年度税制改正において、法人税法上、支給される役員給与が事前の定めによるものか否かにより、損金算入の是非を判断し恣意性を排除することとなった。しかし、法人税法第 34 条（役員給与の損金不算入）の規定が、損金算入される役員給与を限定列举するという手法を用いているために、法が予定していない役員給与については、それがたとえ事前の定めによるものであり、恣意性がないものであったとしても損金不算入となるという不合理が生じている。条文構造の見直しを求めたい。

▼役員給与の本質は職務執行の対価であることから、会社自治を尊重し、恣意性のないものについては当然に損金算入されなければならない。

また、法人が役員給与を減額改定する場合の取扱いは、会社法により多様化した支給形態に対し、法人の予測可能性を確保すべく明定化することが必要である。

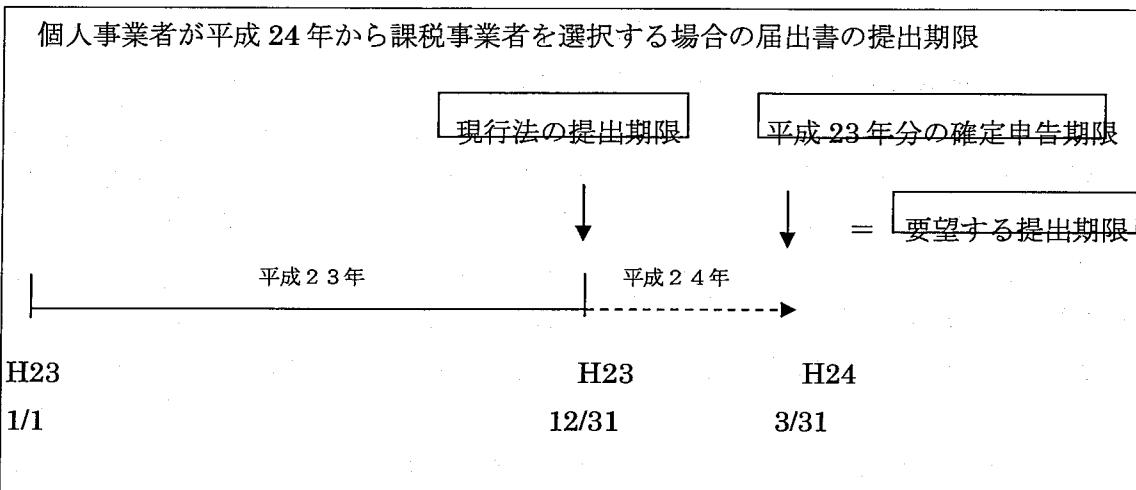
3 消費税の届出書類等の提出期限の見直し（消法 9、同 37・継続）

▼平成 15 年度改正法施行により、小規模事業者である消費税納税義務者が大幅に増加することとなった。消費税に関する様々な議論が叫ばれる今日、現行消費税法が小規模

納税義務者に求めている繁雑な届出制を簡素化すべきであり、例えば「課税事業者選択（不適用）届出書」や「簡易課税制度選択届出書」の提出期限を、適用を受けようとする課税期間の前課税期間分の確定申告期限までとする等の改正をすべきである。

▼また、消費税法 37 条の 2（災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例）では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることからも、小規模事業者の実状に鑑み、課税売上に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度（年分）については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

〈具体例〉



4 交際費課税への 10%課税の即時廃止及びその範囲の見直し（措法 61 の 4・継続）

▼中小法人においては、得意先大法人等の事業関係者との取引を継続したり、業務遂行の円滑化を図ったりする目的で支出せざるを得ない交際費等も多いため、形式的に支出額の 10 %が課税される規定は即時廃止すべきである。

▼また、同様な趣旨から、中小法人が支出する祝い金、香典等や、受領者側で益金に計上されることによって結果的に二重課税となるものについては、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる場合、会議費や少額飲食費等と同様に、交際費課税の範囲から除外すべきである。

5 相続税の連帯納付義務は、原則として廃止すること。（相法 34①・新規要望）

▼同一の被相続人から相続又は遺贈（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を

含む)により財産を取得したすべての者は、当該相続等により受ける利益相当額を限度として互いに相続税の連帯納付義務を負うこととされているが、これには期限に関する規定がないため、他の共同相続人がすべて納付を完了するまで常に連帯納付義務が発生する虞がある。

特に相続人間で争いがある場合や他の共同相続人が延納をしているような場合には、たとえ自身が納付し終えたとしても長期間にわたって経済的に不安定な状況に置かれてしまう。

▼また、相続時精算課税の適用を受けている共同相続人がいる場合には、相続開始時までに当該贈与財産を費消し又は災害等により財産が消失して、資力を喪失することも予想され、この場合にも当該贈与財産を含めた相続税について連帯納付義務を有するなど不合理な点が容易に想定される。

▼したがって、相続税の連帯納付義務は廃止すべきであり、徴収についての危険負担は課税庁側が負うべきである。

6 一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。(所令138、同139、同139の2、法令133、同133の2、同134、措法67の5)(継続要望)

▼現在、減価償却資産は度重なる改正により、10万円以上、20万円未満、30万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。

▼このような煩雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

7 寄附金の損金算入限度額を拡充すること。(法法37、法令73)(新規要望)

▼平成23年度税制改正において、一定の非営利組織(NPO)等へ個人が寄附金を支出した場合には、所得税額及び住民税額から寄附額の50%相当額を差し引くという税額控除制度が新設され、これにより個人が公共性の高い団体等への寄附がし易くなった。

しかし上記税制改正では、法人が寄附金を支出した場合には、個人の寄附金税制とは逆行する損金算入限度額が盛り込まれる結果となっている。法人が支出する一般寄附金の損金算入限度額も資本金等の0.25%と所得の金額の2.5%との合計額の2分の1、いわゆる改正前の損金算入限度額に戻すべきであると考える。

▼また、東日本大震災にみられたような寄附文化の定着を推進させ、寄附行為を通じた所得の再配分機能を拡充するという観点からも、法人が公益性の高い特定公益増進法

人等に対して支出した寄附金及びN P Oに対して支出した寄附金については、その支出額の2分の1相当額を損金算入とすべきであると考える。

8 所得控除全体の見直しと人的控除部分の給付付き税額控除制度（所法72～86・継続）

- ▼一般家庭の世帯構成も従来とは変わってきており、現行のすべての所得控除に存在意義があるとは考えられない。また、現行の所得控除制度は、適用税率の高い高所得者に有利な制度であり、所得による格差が生じているのが実情である。
- ▼そこで、その所得による格差を是正するために、現行の所得控除のように、控除しきれない部分が足切りとなってしまう制度よりも、控除しきれない部分については還付される「給付付き税額控除制度」の導入を検討すべきである。
- ▼特に人的控除については、課税最低限を考慮した上で、それぞれの必要性を検討し、それらの多くのものは、給付付き税額控除制度へ移行すべきである。
- ▼なお、人的控除以外のものについては、創設当初の意義が乏しくなっているものがあり、それぞれの必要性を見直す必要がある。

II 納税環境整備に関する項目

1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。（共通・継続）

- ▼過年度における税制改正では納税者に十分な周知がないままに、唐突な法改正が相次いだ。現在、税制改正については要望の募集は行われるもの、立案段階におけるパブリックコメント手続は、未だ十分な透明性が確保されているとは言い難い状況にある。従って国民生活に直結する税制改正こそ、税務の専門家である税理士を更に活用しつつ、広く国民・事業者・専門家団体等の意見を聴く機会を拡充すべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることからも、今後の一層の充実を望むものである。
- ▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても、同様の意見照会のシステムが必要である。

2 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。（新規要望）

- ▼わが国では、雇用・医療・年金等それがばらばらに制度設計され、その結果、税制や社会保障制度を通じて、効率的な再配分が行われず、所得の再配分機能が低下している。

このような現状を考えると、税制と社会保障制度を別々に改革しても根本的な解決は困難である。厳しい財政事情の中で、国民生活を保障していくためには、税制が社会保障の役割の一部を補完していく手法として、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくことが必要である。

▼また、社会保障制度や税制の改革の方向性に照らして歳入庁の創設の検討を進めることは、徴収事務の効率化に資するばかりか、課税庁の調査能力と所得把握力を活用することで社会保険料の未納や不正受給をより少なくできる可能性がある。ただし、税と社会保険とで異なる課税・賦課対象の調整、異なる業務システムの統合、双方の人的資源の配分など検討すべき課題はある。

3 社会保障・税に関する番号制度については、第三者機関により、番号制度の不適切な利用・運用に対して適切な対応ができるようにすること。(新規要望)

▼社会保障と税制の一体改革において、給付付き税額控除の導入をするためには、番号制度は必要と考える。しかし、どのような取引(情報)を対象とすれば不正給付が減り、税収が増えるかは慎重に検討すべきである。対象範囲や対象金額を検討する上で、中小事業者の事務負担が過度にならないように考慮すべきことも忘れてはならない。

▼また、プライバシー保護をはじめ国民の不安を払拭するには、第三者機関の設置が重要である。この第三者機関には、情報漏洩等の被害を防ぐためにセキュリティをチェックし、番号制度の不適切な利用・運用に対して適切な対応ができるなど一定の権限を持たせるべきである。

4 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。

(継続)

▼国税不服審判所は、現在、納税者の権利救済の役割を十分に果たしていない。国税不服審判所長は、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて任命し、その他の職員も税務行政の職員が多数を占めており、その独立性が保たれているとはいえない。よって、国税不服審判所を、より客観的で公正な審議を行うことができる第三者性を高めるため、以下のような改正を行うべきである。

- ① 異議申立前置主義・不服申立前置主義の廃止。
- ② 不服申立期間の延長。
- ③ 国税不服審判所の第三者性の確立。
- ④ 審査請求における対審的構造の導入。
- ⑤ 審理の対象を原処分理由に限る。
- ⑥ 証拠書類の閲覧・謄写・印刷を認める。
- ⑦ 裁決をすべて公表する。